

分会ニュース 2020

全日本港湾労働組合
 関西地方建設支部
 太平ビルサービス分会
 大阪府中央区瓦町 1-6-10
 電話 06-6229-3620
<http://taiheibunkai.wp.xdomain.jp>



とっとと厚生労働省の指示に従え

厚生労働省ホームページには

「新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を**ご活用ください**」
 というタイトルで事業主に以下呼び掛けています。

「**事業主の皆さま**には、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて**休暇を取得できる環境を整えていただけるよう**お願いします」

三月、突然安倍さんが新型コロナウイルス感染症で全国の学校に休校を指示してからというもの、臨時休校となった小学生などの世話が大きく話題になっています。

子供の世話をするため親、祖父母、親族などが仕事を休まざるを得なくなった際に、会社がその従業員に有給の休暇を与えたら国が全額補助してあげますよ、という補助金を大急ぎで創設しました。

2月27日から6月30日の間が対象になります。

助成金は従業員に直接支払われるのではなく、会社が有給の休暇（以下特別休暇と呼びます。皆さんの持っている年次有給休暇ではありません。）を与えた場合、国から会社に支払われます（上限8,330円）つまり会社が特別休暇を与えなければこの話は始まりません。

安倍さんの肝いりですから厚生労働省も頑張ったんでしょう。

ところが太平ビルサービスは厚労省が3月にお知らせしてすでに一ヶ月以上過ぎた現在も厚労省の願いうる有給の休暇を出そうとしていません。

休暇を申請した従業員に対しては「**自分の年次有給休暇を使ってください**。後日その分『返す?』」と説明しています。

なぜ自分の年次有給休暇を使わせるのでしょうか。では有休がない場合はどうするのでしょうか。

会社はこの有給休暇制度についてアナウンスせず、一方自力で請求する従業員にたいしては制度を適用し休暇を取らせる、という当たり前の処理をしようとしていません。

この態度はよく言えば「消極的」、普通に考えれば「特別休暇適用を避けている」です。何を危惧するのでしょうか。

厚生労働省の担当者は朝日新聞の問い合わせに以下答えています。(朝日新聞電子版4月10日付)

【Q】「特別休暇」とは、年次有給休暇(年休)とは違うのですか？

【A】年休を使うことは、おすすめできません。年休は、労働者本人が自由に時期を決めて取ることができる休暇です。会社から年休を充てるよう求めるのは望ましくありません。

すでにこの特別休暇のための助成金の申請は始まっており、その手続きは極めて簡便にしつらえています。これじゃ助成金詐欺する事業主出るんじゃないか、というほどです。

この制度の対象は子供の親だけではありません。祖父母、一時的に世話を頼まれた親族なども対象になる場合があります。「孫の面倒見てよ。」って頼まれた人もいるでしょう。

また従業員の雇用形態にも関係ありません。パートも日勤者も、雇用保険の加入の有無も問われません。

子や孫の面倒見るためにこの制度を知らずに自分の有休や欠勤で休んだ人は、特別休暇が請求できません。早退でも時間請求できます。

ただし会社から「とりあえず自分の有給休暇使ってくれ、あとで振り替えるから。」と言われたら、「特別休暇を請求します。」と返してください。そうしないと特別休暇を使わないことに同意した、と言われます。

太平ビルサービスはこの特別休暇制度を全従業員に周知し、請求あれば速やかに制度を適用し、特別休暇を与えてください。

太平ビルサービスで働く清掃、警備、受付、設備の皆さん、職場で不安や悩み事はありませんか？

困ったことがあれば、遠慮なく労働組合に相談してください。

全港湾建設支部は、いつも太平ビルサービスで働く皆さんとともにあります。

全港湾建設支部に団結し、共に闘いましょう！

